

令和 2 年 3 月 1 8 日

簡易開示請求について

宮崎県立日向工業高等学校長

受検者は、宮崎県個人情報保護条例の規定に基づき、次のとおり簡易開示請求を行うことができる。

1 簡易開示請求を行うことができる個人情報

簡易開示請求ができる個人情報は、令和 2 年度宮崎県立高等学校推薦・連携型入学者選抜（以下「推薦・連携型入試」という。）及び一般入学者選抜（以下「一般入試」という。）における学力検査の教科別得点及び合計点とする。

2 簡易開示請求ができる者

簡易開示請求ができる者は、推薦・連携型入試又は一般入試の受検者本人（以下「受検者」という。）とする。

3 簡易開示請求ができる期間及び受付時間

簡易開示請求ができる期間は、令和 2 年 4 月 1 日(水)から同年 4 月 3 0 日(木)までとする。

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日を除く。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

なお、次の期間は本校の学校行事等のため除きます。

- ・令和 2 年 4 月 1 日(水)
- ・令和 2 年 4 月 7 日(火)
- ・令和 2 年 4 月 8 日(水)
- ・令和 2 年 4 月 9 日(木)
- ・令和 2 年 4 月 1 0 日(金)
- ・令和 2 年 4 月 1 6 日(木)
- ・令和 2 年 4 月 1 7 日(金)
- ・令和 2 年 4 月 2 7 日(月)
- ・令和 2 年 4 月 2 8 日(火)

4 簡易開示請求ができる場所

宮崎県立日向工業高等学校 小会議室

5 持参すべきもの

受検票と生徒手帳（中学 3 年生のときの生徒手帳でもよい）。ただし、生徒手帳がない場合は、出身中学校発行の卒業証明書若しくは卒業証書、または各種健康保険証で代えることができる。

※受検票の再発行を希望する場合は、次の①～③のうちいずれか 2 つのものを持参して申し出ることとする。

- ① 生徒手帳（中学 3 年生のときの生徒手帳でもよい）
- ② 出身中学校発行の卒業証明書若しくは卒業証書
- ③ 各種健康保険証

6 簡易開示の方法

受検者本人であることを確認後、直ちに閲覧により開示する。なお、電話又は郵送による簡易開示請求は受け付けない。